

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	資料購入費		
年 月 日	令和 5年 8月 3日～	年 月 日	金 額 4,455円

目 的	情報収集のための購読
使 途	時事行財政情報購読料(8月分)、振入手数料
政務活動・ 県政との 関 連 性	日々、情報収集を行い県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

ご利用明細		静岡銀行	
ご利用ありがとうございます。 内容をご確認いただきお持ち帰りください。			
年 月 日	振替先店番・科目・口座番号	122	
05:08:03			
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0277	お引出し	¥4,070	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残	高

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥38514560164		
ミス〃ホ ウチサイワイチヨウ 普通 1598455 カ)シ〃シ〃ツウシンシヤ 様 ハヤカワイクコ 様 TEL0545-62-4645			

06.520.38

(裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,455円	100%	4,455円

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	静岡県消費者団体連盟 会費 振込手数料		
年 月 日	令和5年 8月 3日～	年 月 日	金 額 10,110 円

会の趣旨・目的	多様化する消費活動のもつ影響力への理解や持続可能な消費、商品の安全性、生活トラブル解決方法等の研究や研鑽を行うと共に正しい情報発信により、消費者が自ら質の高い消費活動を推進することを目的とする
会の活動内容等	・研修会の開催 ・定期的な情報誌の発行
政務活動・県政との関連性	多様化する消費活動や持続可能な消費、生活トラブルへの対応等の研修や定期的な情報誌により、消費活動や消費者教育、生活トラブルについて等政策提言につなげ県政に反映させていく

《領収書貼付枠》

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日	振替先店番・科目・口座番号	122
05:08:03		号
[REDACTED]		
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0277	お引出し	¥10,000
お取扱枚数	*****	
	おつり	残 高

キャッシング	手数料	時刻
	¥1101457	0165
お振込先明細・ご案内		
シス〃オカ ケンチヨウ 普通 0267193 シス〃オカケンシヨウヒシヤタンタイレ ソメイ 様 ハヤカリ イクコ 様 TEL0545-62-4645		

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（規約）

06.520.38

(裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	10,110円	100%	10,110円

請 求 書

早川 育子 様

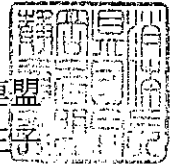
金 10,000 円

ただし、令和5年度静岡県消費者団体連盟 賛助会費として
上記の金額を請求いたします。

令和5年6月8日

静岡県消費者団体連盟

会長 野中正子



別紙.

※ 会費規定により、金額指定.

※ 別紙(二)に於いて(前会長 [redacted] に確認).

振込先

金融機関 静岡銀行 県庁支店

口座種別 普通預金

口座番号 0267193

口座名義 静岡県消費者団体連盟 会長 野中正子

住 所 静岡市葵区追手町 9-18

TEL・FAX : 054-251-3586

静岡県消費者団体連盟規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は静岡県の消費者の力を結集して消費生活の安全・安定と向上を図り消費者自身が自己責任の取れる社会を築き上げることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は静岡県消費者団体連盟（以下「本会」という）という。

(事務所の所在地)

第3条 本会は主たる事務所を静岡市に置く。

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 消費者団体活動の支援並びに地域消費者団体の育成
- (2) 消費者運動に関する各種集会の開催
- (3) 消費者意識向上に関する講師の斡旋、派遣
- (4) 消費者問題に関する調査研究、情報の収集と提供
- (5) 消費生活環境整備のための提言、意見表明
- (6) その他連盟の目的達成に必要な事業

第2章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会の会員は、会の目的に賛同し、理事会の承認を得たものとする。
尚、会員及び会費について別に定める。

(会計年度)

第6条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第7条 本会の経費は会費、補助金及びその他の収入によって支弁する。

- (1) 会費 (2) 事業収入 (3) 県補助金 (4) 寄付金及びその他の収入

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 理事は支部及び専門部より選出する。
- (2) 理事及び監事は総会において承認を得る。
- (3) 会長・副会長は理事会において互選する。
- (4) 会長が選出された部には理事を補充することができる。

(役員の仕事)

第10条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、業務を掌握し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会において本会の運営に関する重要事項を審議決定する。
- 4 監事は本会の資産及び会計並びに業務執行の状況を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 2 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補充によって選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(総会)

第12条 総会は通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

- 2 通常総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めたとき随時開催する。

(総会の議決事項)

第13条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更

- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 本会の解散

(理事会)

第14条 理事会は会長が招集しその議長となる。

- 2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

(理事会の議決)

第15条 理事会は次の事項を協議し議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 本会の運営に関する事項
- (3) 会員の入会（退会）の承認
- (4) その他会長が付議した事項

(会議の構成と議決)

第16条 総会及び理事会は、正会員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。総会については、他の出席者に委任したものは出席者と見なす。

- 2 議事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第17条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は学識経験ある者のうちから会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は本会の運営方針その他に関し、参与は連盟の業務執行その他に関し、会長の諮問に応じまたは意見を具申する。

第6章 組 織

(専門部及び支部)

第18条 本会の事業を効果的に推進するため、次の組織を置く。

- 1 専門部
- 2 支部

第7章 事務局

(事務局及び職員)

第19条 事務局に事務局長及び必要な事務職員をおき会長が任命する。

- 2 事務局長は会長の命を受け業務を統轄する。
- 3 職員は事務局長の指揮を受け業務に従事する。
- 4 事務局に関する諸規程は別に定める。

付 則

- 1 この規約は平成13年2月22日から施行する。
- 2 この規約は平成16年5月26日から施行する。
- 3 この規約は平成20年5月15日から施行する。
- 4 この規約は平成21年5月21日から施行する。

静岡県消費者団体連盟会員及び会費規定

(目的)

第1条 この規定は静岡県消費者団体連盟（以下「本会」という）の会員及びこれに伴う会費等について定める。

(会員の種類)

第2条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員（消費者団体）
- (2) 個人会員
- (3) 賛助会員
- (4) 特別会員

(加入及び取り消し)

第3条 本会の加入については、理事会で承認を得る。

2 理事会は次の各号に該当するとき、除名することができる。

- (1) 本会の目的に反する行為があった場合
- (2) 会費の納入がない場合
- (3) その他理事会が不適当と認めた場合

(会費)

第4条 会費は年額とし、当該会計年度当初に納入する。

(1) 正会員会費は次のとおりとする。

・ 団体会費＋団体会籍会員数×200円

団体会費基準

会員数	1,000人以上	10,000円
会員数	1,000人未満	5,000円

(2) 個人会員会費 2,000円

(3) 賛助会員会費は次のとおりとする。

1口10,000円とし、1口以上とする。

(4) 特別会員会費は、次のとおりとする。

1口3,000円とし、1口以上とする。

(脱会)

第5条 本会を脱会しようとする場合は、書面にてその旨を速やかに報告するものとする。この場合、既納の会費は返還しない。

付 則

- 1 この規定は平成13年2月22日から施行する。
- 2 この規定は平成16年5月26日から施行する。
- 3 この規定は平成19年5月 9日から施行する。
- 4 この規定は平成21年5月21日から施行する。

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	富士市難病患者 家族連絡会 会費 振込手数料		
年 月 日	令和5年 8月 3日～	年 月 日	金 額 1,262 円

会の趣旨・目的	専門医による講演会や機関誌等を通じ、難病に関する正しい情報を発信するとともに、相談会や患者相互の交流会の開催により、社会生活の充実を図ることを目的とする
会の活動内容等	・難病患者総合相談会、専門医による講演会、相談会等の開催 ・患者間の交流会の開催 ・会報の発行
政務活動・県政との関連性	様々な症状が報告されている難病に関し、治療法や患者さんの社会生活に関する情報を収集することにより、今後の県の難病政策に反映させていく

《領収書貼付枠》

※別紙添付

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他(規約)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,262円	/	1,262円
		100%	

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-08-03	23136	A93280003
取扱店	7シ	
払込口座	00870-9	9050
払込金額	*1,000	料金 *262

日	0	0	8	7	0	9
時						
分						
秒						
年						
月						
日						
時						
分						
秒						

早川育子 様

（振替口座） 日 附 印

振替受付票

払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。

料金には、消費税等が含まれています。

（ゆうちょ銀行）

入金額	*1,265
おつり	*3

ゆうちょデビット 新規ご入会 & ご利用で現金500円プレゼント!

印紙税申告納付につき麴町
税務署承認済

【富士市難病患者・家族連絡会】

【 規 約 】

第1条 (名 称)

本会は富士市難病患者・家族連絡会(略称:市難病連)と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条（目 的）

本会は原因や治療方法がわからない等の病気や障害などで苦しんでいる患者とその家族が団結し、社会の正しい認識と理解を深めると共に医療と福祉対策の強化をはかる。

第3条 (事業)

前条の遂行のため次の事業を行う。

1. 他難病団体の情報交換および参加団体の相互協力。
2. 市・地方自治体および市内の医師会・歯科医師会との密接な連携を保ち協力を要請する。
3. 医療福祉に関する各種団体と交流し、共に運動を進める。
4. 医療相談会・講演会・交流会・学習および研修会等の開催と、会報誌の発行を行う。
5. その他、目的遂行のための必要な事業。

第4条（構成）

1. 難病患者および患者家族会員と、本会の目的及び事業に賛同する賛助会員をもって構成する。
2. 会費
会 員 1,000 円 / 年
賛助会員 1口 2,000 円 / 年 以上とする。

第5条 (総 会)

1. 総会は最高の議決機関であり、理事会の議決をもってその開催を決定する。
2. 総会においてはこの規約と別に定める規定がある他、次の事項を決議する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 決算書・予算書並びに事業報告書及び事業計画書の承認
 - (3) 役員承認
 - (4) その他重要な事項

第6条（組織及び運営）

1. 本会は理事会によって運営される。
2. 理事会は最高の執行機関であり、会員・賛助会員および有識者の中から選出された理事をもって構成される。
 - （イ）理事は代理の出席が認められる。
 - （ロ）理事会は必要に応じて開催される。
 - （ハ）理事会は総会に提出する議案の作成及び総会で決定した事項並びに会の運営上必要な事項を執行する。
- （二）理事会の議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第7条（役員）

本会は次の役員を置く。

会 長	1名	会 計	1名
副 会 長	1名	理 事	若干名
事務局長	1名	会計監査	2名
事務局長次	1名		

役員の任期は2年とし再任は妨げない。

第8条（会計）

1. 本会の経費は会費・賛助会費・寄付金・助成金及びその他の収入もってあてる。
2. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする

第9条（内規）

本会に必要な細則は内規をもって別に定める。

※付則

本規約は昭和60年7月 7日をもって発効する。

平成28年 4月16日改正

平成29年 7月 1日改正

平成31年 4月13日改正

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	NPO 法人日本アレルギー友の会 会費 振込手数料		
年 月 日	令和5年 8月 3日～	年 月 日	金 額 4,262 円

会の趣旨・目的	専門医による講演会や機関誌等を通じ、アレルギーに関する正しい治療法、知識の普及、患者相互による相談会の開催などを通じ、アレルギーに悩む患者の症状軽快を目指し、社会に貢献することを目的とする
会の活動内容等	・専門医による講演会の開催 ・定期的な情報誌の発行 ・相談会の開催
政務活動・県政との関連性	国民病とも言われるアレルギーに関し、治療法や患者さんの社会生活に関する情報を収集することにより、今後の県のアレルギー政策に反映させていく

《領収書貼付枠》

※別紙添付

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,262円	/	4,262円
		100%	

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-08-03	23136	A93170006
取扱店	777	
払込口座	00130-6	109985
払込金額	*4,000	料金 *262

振替受付票

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。

料金には、消費税等が含まれています。

(ゆうちょ銀行)

0	0	1	3	0	6
1	0	9	9	8	5
NPO 法人					
日本アレルギー友の会					
金 額					
7 0 0 0					
早川 育子 様					

入金額 *4,302

おつり *40

ゆうちょデビット 新規ご入会 & ご利用で現金 500 円プレゼント!

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

特定非営利活動法人日本アレルギー友の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本アレルギー友の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都江東区住吉2丁目6番5号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、アレルギー性疾患に関する情報を収集して正しい知識を広め、その対策の確立と推進を図り、気管支喘息やアトピー性皮膚炎などの患者の社会復帰、並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)環境の保全を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)アレルギー性疾患に関する治療及び機能の回復に関する必要なる施策の充実強化を図るための啓蒙、広報に関する事業。
- (2)アレルギー性疾患、特に気管支喘息、アトピー性皮膚炎を有する者の治療相談及び社会復帰のための相談に関する事業。
- (3)定期会報及びアレルギーに関する図書、雑誌の刊行。
- (4)その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の8種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の運営に積極的に関わり、責任の一端を担うことができ又定期総会及び臨時総会へ出席が可能で、議決権を有する個人
- (2)普通会員 この法人の目的に賛同して入会し、本法人の運営に関わることが無く又総会へ出席する必要のない、総会の議決権を有しない個人及び団体

- (3) Web会員 この法人の目的に賛同して入会し、当会ウェブサイトの会員限定サイトを閲覧することのみができる個人
 - (4) 名誉会員 本法人のために特に功労のあった者又は学識経験に優れた者で総会に於いて推薦され入会した個人
 - (5) 医師賛助会員 医師たる資格を有し、その医学知識と経験によりこの法人の目的に寄与することのできる個人
 - (6) 医療者賛助会員 薬剤師・看護師等の資格を有し、その医療知識と経験により、この法人の目的に寄与することのできる個人
 - (7) 法人賛助会員 この法人の目的及び第5条の事業に、賛同し、支援することができる法人。及び社会貢献活動に積極的である企業として理事会が推薦する法人
 - (8) パートナー会員 この法人の目的に賛同し、活動に寄与することのできる個人。ただし理事会が認めた場合に限る。
- 2 この法人に常任顧問を置くことができる。
- (1) 常任顧問は理事の推薦により理事長が委嘱する。
 - (2) 常任顧問は本法人の運営等に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
 - (3) 常任顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 この法人に顧問を置くことができる。
- (1) 顧問は理事の推薦により理事長が委嘱する。
 - (2) 顧問は本法人の目的及び第5条の事業に協力することができる。
 - (3) 顧問の任期は特に定めないが、本事業等に協力ができる期間とする。

(入会)

- 第7条 会員（パートナー会員を除く（以下同様））の入会について、特に条件は定めないが、この法人の目的に賛同する個人及び団体（法人も含む）とする。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上11人以内

(2) 監事1人

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号いずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長

が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

ときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

- 第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1)定款の変更
 - (2)解散及び合併
 - (3)会員の除名
 - (4)事業計画及び予算並びにその変更
 - (5)事業報告及び決算
 - (6)役員の選任及び解任
 - (7)役員の職務及び報酬
 - (8)入会金及び会費の額
 - (9)資産の管理方法
 - (10)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (11)解散における残余財産の帰属
 - (12)事務局の組織及び運営
 - (13)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3)監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第 4 3 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 4 4 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 4 5 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第 4 6 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 4 7 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第 4 8 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 4 9 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 2 5 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第 5 0 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人のうち、總會において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、總會において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行なう。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、總會の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 名誉理事長

(名誉理事長)

第57条 この法人は、永年理事長に従事し、この法人の発展に著しく貢献をし

た者に対し、理事長の退任後２年間、名誉理事長の称号を与えることができる。なお、再任は妨げない。

第 1 1 章 雜則

会費規程

第1条 NPO法人日本アレルギー友の会の会員の入会金および年会費は次のとおりとする。

ただし、既に会員であるものについては、従前通りとする。

(1) 正会員 …… 入会金無料 / 年会費 4,000 円

(2) 普通会員 …… 入会金無料 / 年会費 4,000 円

(3) 医師賛助会員 …… 入会金無料 / 年会費 6,000 円

(4) 法人賛助会員 …… 入会金 30,000 円 / 年会費 120,000 円

第2条 名誉会員は入会金・年会費は無料とする。

第3条 パートナー会員は入会金・年会費は無料とする。

第4条 入会時に納入すべき入会金と会費は、入会申し込み時に納入しなければならない。

第5条 当該年度の10月以降において入会申し込みをした法人賛助会員が納付する初年度の年会費の額は、第1条第4号に関わらず年会費の1/2とする。

第6条 本規程は、総会の承認を経て、改定することができる。

附 則

この規程は、平成24年5月27日総会承認後から実施する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県民意見聴取 (駐車料金)		
年 月 日	令和 5年 8月 6日～	年 月 日	金 額 300 円

目 的	まちづくりについて関係者と意見交換を行う
使 途	駐車料金
政務活動・ 県政との 関 連 性	まちづくりについて先進的な取り組みについて関係者と意見交換をおこない、今後の県政に反映していく

《領収書貼付枠》

□□□□□□□□□□□□□□□□
□
□
□
□
□
□□□□□□□□□□□□□□□□

キネマパーキング

領 収 証

入庫日時 2023年08月06日 16時42分
出庫日時 2023年08月06日 18時14分
No.01-000080 券No.01-418778

駐車料金 (一般) 300円

料金計 300円

投入現金 1,000円
釣銭額 700円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	300円	/	300円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・ <u>要請陳情等活動費</u> ・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	要望活動(高速料金)		
年 月 日	令和 5年 8月 7日～	年 月 日	金 額 2,100 円

目 的	富士市の来年度予算について知事要望に同席する
使 途	高速料金(富士川～静岡 日本平久能山～富士川)
政務活動・ 県政との 関連性	富士市による来年度予算要望について知事要望に同席し、富士市の発展とともに今後の県政に反映させていく

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。
利 用 証 明 書



料金所(自) 富士川スマート
料金所(至) 静岡
23年 8月 7日 9時38分

通行料金 ¥1,090-

(ETCクレジット) 車種 1

取扱番号
A43308-078520-789434 (確)

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。
利 用 証 明 書



料金所(自) 日本平久能山
料金所(至) 富士川スマート
23年 8月 7日 17時 0分

通行料金 ¥1,010-

(ETCクレジット) 車種 1

取扱番号
A43308-078520-790630 (確)

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,100円	/	2,100円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政調査(高速料金)		
年 月 日	令和 5年 8月14日～	年 月 日	金 額 2,150円

目 的	9月定例会代表質問項目について調査を行う
使 途	高速料金(富士川～静岡 新静岡～新富士)
政務活動・ 県政との 関連性	9月定例会代表質問について担当者と打合せをおこない、質問項目について精査し、代表質問に反映していく

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

利 用 証 明 書



料金所(自) 富士川スマート
料金所(至) 静岡
23年 8月14日 11時 1分

通行料金 ￥1,090-

(ETCクレジット) 車種 1

取扱番号

A44308-144171-881835



※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サ
ビスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。

利 用 証 明 書



料金所(自) 新静岡
料金所(至) 新富士
23年 8月14日 15時41分

通行料金 ￥1,060-

(ETCクレジット) 車種 1

取扱番号

A44308-144171-882734



※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サ
ビスで印字されたものです。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,150円	100%	2,150円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費、研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政調査 (高速料金)		
年 月 日	令和 5年 8月17日～	年 月 日	金 額 2,270円

目 的	9月定例会代表質問項目について調査を行う
使 途	高速料金 (富士 ～ 静岡 日本平久能山 ～ 富士川)
政務活動・ 県政との 関連性	9月定例会代表質問について担当者よりヒアリングをおこない、質問内容について精査し代表質問に反映する

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 富士 料金所(至) 静岡 23年 8月17日 11時39分 通行料金 ￥1,260- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A45308-171387-616132 (確) ※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 日本平久能山 料金所(至) 富士川スマート 23年 8月17日 21時11分 通行料金 ￥1,010- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A45308-171387-616637 (確) ※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
--	---

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,270円	100%	2,270円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費(会議費)資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	団会議(交通費)		
年 月 日	令和 5年 8月21日～	年 月 日	金 額 2,920円

目 的	9月補正予算について説明を受け会派内で会議を行う
使 途	交通費(新富士～静岡往復)
政務活動・ 県政との 関連性	9月補正予算について説明を受け会派内で会議を行い、今後の県政に反映していく

《領収書貼付枠》

※ 支払者 早川育子

領 収 書

Receipt

領収年月日

2023.-8.21

金 額

¥2,920(消費税等込み)

〔クレジット扱い〕

購入商品

JR乗車券類 JR tickets

(50299 4枚)

東海旅客鉄道株式会社

(東)新富士駅

新富士駅MV803発行 60300-02

印紙税申告納

付につき名古屋中村

税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,920円	100%	2,920円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政調査 (高速料金)		
年 月 日	令和 5年 8月 28日～	年 月 日	金 額 2, 260円

目 的	代表質問内容ヒアリング
使 途	高速料金 (富士川 ～ 静岡 日本平久能山 ～ 富士)
政務活動・ 県政との 関 連 性	9月定例会代表質問内容について担当者よりヒアリングを受け、県政の現状と課題をまとめ、今後の質問に反映していく

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 静岡 23年 8月28日 11時43分 通行料金 ￥1,090- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A46308-286252-305039 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 日本平久能山 料金所(至) 富士 23年 8月28日 16時30分 通行料金 ￥1,170- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A46308-286252-306433 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。
---	---

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2, 260円	/	2, 260円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和 5年 8月28日～	年 月 日	金 額 4,651 円

目 的	情報収集のための新聞購読
使 途	新聞購読料（静岡・朝日・富士・岳南）
政務活動・ 県政との 関連性	日々、情報収集を行い、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証（口座振替）

支店コード 01	支店コード 011	支店コード 088	公明党県議団	振 様
※は軽減税率対象です				
※朝日新聞 朝刊	1	4,200		
※静岡新聞	1	3,300		
※岳南朝日新聞	1	822		
※富士ニュース	1	980		
				9,302 円
10%対象	0	(内消費税 0)		
8%対象	9,302	(内消費税 689)		
			2023 年 08 月分	
			2023 年 08 月 28 日	

(有) 星野新聞

静岡県富士市緑町1-28



本店 0545-52-0376

係

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため案分する	9,302円	1/2	4,651円
		50%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和 5年 8月28日～	年 月 日	金 額 4,750 円

目 的	情報収集のための新聞購読
使 途	新聞購読料 (日経・毎日)
政務活動・ 県政との 関 連 性	日々、情報収集を行い、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証 兼 自動振替済証
公明党県議団 様

柚木 460-7

品 名 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*毎日新聞朝刊	1	4,000	
*日本経済新聞	1	5,500	

お支払いは便利な自動振替がお勧めです
手続き簡単、銀行・信用金庫・郵便局・
農協・労金で毎月26日に自動振替です
この機会にぜひ、ご検討ください。

2023年 8月分
(21) 757.00自振
お問合せNo. XXXXXXXXXX
(8% 9,500円)
(10% 0円)
合 計 金 額
9,500円

毎度ご購入有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。



株式会社 田畑新聞店
静岡県富士市本市場112番地
TEL: 0545-61-0011代

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため案分する	9,500円	1/2	4,750円
		50%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和 5年 8月28日～	年 月 日	金 額 1,850 円

目 的	情報収集のための新聞購読
使 途	新聞購読料 (読売)
政務活動・ 県政との 関連性	日々、情報収集を行い、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証
公明党県議団 御中

2023年 8月分

(23) 121.00自振

お問合せNo. [REDACTED]

(8%対象 3,700 税 274)

(10%対象 0 税 0)

品 名 (※軽減税率対象)	部 数	金 額	備 考
*読売新聞朝刊	1	3,700	

合計金額
3,700毎度、ご愛読いただきまして
誠にありがとうございます。
合計金額には、消費税が
含まれています。新聞休刊日は9月11日付朝刊です
新聞の配達・集金等に関するお問合せは
お気軽に当店までお申し付け下さい
フリーダイヤル0120-185049

(証券No. 108-2023/08/24 13:55:29)

読売新聞・静岡新聞・スポーツ報知
有限会社 雨森新聞舗
〒416-0912 富士市加島町5-18
TEL(0545)61-5049/FAX(0545)64-3854

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため案分する	3,700円	1/2 50%	1,850円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	(調査研究費) 研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県民意見聴取(交通費)		
年 月 日	令和 5年 8月30日～	年 月 日	金 額 590 円

目 的	学校現場における性教育について関係者と意見交換を行う
使 途	交通費(JR 富士 ～ 静岡)
政務活動・ 県政との 関 連 性	学校現場における性教育について関係者と意見交換をおこない、9月定例会代表質問に反映していく

《領収書貼付枠》

※・支払者 早川育子

領収書

ご利用日付 2023年08月30日
時刻 12時08分

取引内容: 乗車券 金 590円

伝票番号: 38507

- この領収書は大切に保管してください。
- 毎度ありがとうございます。

富士駅 券102発行
JR東海

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	590円	/	590円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝金等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政調査 (交通費 駐車料金)		
年月日	令和 5年 8月 30日～	年 月 日	金額 2,040円

目的	ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム設立総会に出席し、関係者と意見交換を行うと共に県の障害がい者スポーツ振興施策について調査を行う
使途	交通費 (JR 静岡 ～ 東静岡 東静岡 ～ 富士) 駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム設立総会に出席し、関係者と意見交換を行うと共に県の障害がい者スポーツ振興施策について調査を行い、今後の県政に反映していく

＜領収書貼付枠＞

※支払者 早川育子

領収書

ご利用日付
時刻

2023年08月30日
13時00分

取引内容：乗車券 金 150円
伝票番号：93042

- この領収書は大切に保管してください。
- 毎度ありがとうございます。

静岡駅 券102発行
JR東海

領収書

ご利用日付
時刻

2023年08月30日
14時47分

取引内容：乗車券 金 590円
伝票番号：19036

- この領収書は大切に保管してください。
- 毎度ありがとうございます。

東静岡駅 券101発行
JR東海

富士市交流プラザ駐車場

領収証

精算機 #01	A 精算No.000871
発券機 #01	発券No.061755
入庫時刻	2023年 8月30日(水) 12:02
出庫時刻	2023年 8月30日(水) 18:10
駐車時間	6:08
駐車料金	A料金 1,300円
=====	
合計	1,300円
現金領収額	1,300円
お預り	1,300円
お釣り	0円

またのご利用をお待ちしております。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,040円	100%	2,040円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請願活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県政調査 (高速料金)		
年 月 日	令和 5年 8月31日～	年 月 日	金 額 2,260円

目 的	代表質問内容ヒアリング
使 途	高速料金 (富士川 ～ 静岡 日本平久能山 ～ 富士)
政務活動・ 県政との 関連性	9月定例会代表質問内容について担当者よりヒアリングを受け、県政の現状と課題をまとめ、今後の質問に反映していく

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 静岡 23年 8月31日 9時45分 通行料金 ￥1,090- (ETC/レゾ'ット) 車種 1 取扱番号 A46308-316252-307139 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 日本平久能山 料金所(至) 富士 23年 8月31日 13時 2分 通行料金 ￥1,170- (ETC/レゾ'ット) 車種 1 取扱番号 A46308-316252-308137 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。
---	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,260円	/	
		100%	2,260円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内 容	資料購入費		
年 月 日	令和 5年 8月31日～	年 月 日	金 額 4,455円

目 的	情報収集のための購読
使 途	時事行財政情報購読料(9月分)、振込手数料
政務活動・ 県政との 関連性	日々、情報収集を行い県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日	振替先店番・科目・口座番号	
05:08:31		118
銀行番号	店番号	科目 口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0277	お引出し	¥4,070
お取扱枚数	*****	
	おつり	残 高

キャッシング	手数料	時刻
	¥385	18:35
		0374
お振込先 宛先 口座 ご案内	ミス〆ホ ウチサイワイチヨウ 普通 1598455 カ)シ)シ)ツウシ)シ) 様 ハヤカワイクコ 様 TEL0545-62-4645	

06.520.38

(裏面もご覧ください)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,455円	100%	4,455円

支出証拠書（自動車燃料代）

【 8月分】（会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・ 早川育子 ）

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費		円× km/ km	

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》

※別紙

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用での利用があるため案分する	22,868円	1/2	11,434円
		50%	



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2023年 8月 2日 23:48
HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

レギュラー P-22(内)
30.66 L 0167.0 5120円
01200. 00

合計 5,120円
(内、消費税等(10.00%) 465円)

DrivePayお問合せ番号:

支払区分:一括
承認No. 0000006288
端末処理通番: 21441

伝No: 10496

担当:



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2023年 8月 9日 17:24
HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

レギュラー P-34(内)
36.30 L 0171.0 6207円
01200. 00

合計 6,207円
(内、消費税等(10.00%) 564円)

DrivePayお問合せ番号:

支払区分:一括
承認No. 0000006312
端末処理通番: 32053

伝No: 10117

担当:



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2023年 8月31日 13:09
HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

レギュラー P-10(内)
29.34 L 0176.0 5164円
01200. 00

合計 5,164円
(内、消費税等(10.00%) 469円)

DrivePayお問合せ番号:

支払区分:一括
承認No. 0000006353
端末処理通番: 10874

伝No: 10784

担当:



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2023年 8月17日 11:06
HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

レギュラー P-19(内)
37.29 L 0171.0 6377円
01200. 00

合計 6,377円
(内、消費税等(10.00%) 580円)

DrivePayお問合せ番号:

支払区分:一括
承認No. 0000006338
端末処理通番: 18518

伝No: 10721

担当:

$$22,868 \div 2 = 11,434$$